

# 総論

## 第1章 計画のアウトライン

### 1. プラン見直しの背景

#### (1) わが国全体をとりまく少子化の現状とその影響

平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因と言われてきた未婚化・晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」が指摘されています。推計によれば、このままでは、出生力の低下に歯止めがかかる見込みはなく、日本はあと3、4年で人口減少の時代を迎えるとされています。

こうした少子化傾向は、過去30年間、合計特殊出生率（女性1人が一生の間に生む子どもの数）が、人口を維持するのに必要な水準である2.08を下回ったまま、ほぼ一貫して低下する中で継続してきたものであり、その背景には、時代ごとに非常に様々な要因が絡み合ってきたと考えられます。

たとえば、核家族化や都市化による「家庭の養育力の低下」、地域や世代間の結びつきが強かった時代には容易に得られた子育て上の支援や知識が得られにくくなるといった「育児の孤立化」、女性の社会進出の増大に伴い顕在化してきた「家庭生活と仕事との両立が困難な職場風土の存在」、社会経済情勢の変化に伴う「結婚や家族に関する意識の変化」とこれに伴う「育児への負担感の増大」等の問題が指摘されています。

こうした少子化が急速に進行することによって一番懸念されているのは、社会や経済、地域における従来の制度体系がその変化についていけなくなり、制度の持続可能性が根底から揺るがされるという事態が生じることであります。国レベルでの年金問題論議に見られるように、経済成長速度の鈍化、税や社会保障における負担の増大はもとより、地域コミュニティの担い手の高齢化に伴う活力の低下など、もたらされる影響は、各階層において大変大きいものと考えられています。

それだけではありません。少子化は、結果的に、子どもから、同年代の仲間との交流の機会や、乳幼児と触れ合う機会を奪うことにもつながり、子どもが健全に育ちにくい社会を生み出すことにもなってしまいます。

また、子どもをとりまく環境も年々変化しており、虐待やいじめ、登校拒否やひきこもり等が大きな社会問題となっております。

## (2) 国の対応

従来、少子化対策としては、「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(平成11年12月、いわゆる「新エンゼルプラン」)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」等により、子育ての負担を軽減し、子どもを産みたい人が産めるようにするための環境整備に力点を置いて実施されてきました。

しかし、先に述べた平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、こうした種々の努力にもかかわらず、急速な少子化の進行が予想され、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響が生じることが懸念されました。

そこで、こうした少子化の流れを変えるため、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、子育てと仕事の両立支援の観点から従来進められてきた『保育に関する施策を中心とした取り組み』を見直し、子育てをする家庭の視点から『より全体として均衡のとれた取り組み』を着実に進めていくことが必要との認識のもと、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進という4つの柱に沿って、総合的な取り組みを推進することとされました。

また、これを踏まえ、平成15年3月には、国における「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」がとりまとめられ、あわせて、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成15年7月に成立しました。

同時に議員提案による「少子化社会対策基本法」が成立し、これに基づき、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進すべく、国の基本施策として、平成16年6月には「少子化社会対策大綱」が策定されました。これを受け、同年12月には、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るために、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」が策定されました。

なお、次世代育成支援対策推進法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村行動計画、都道府県行動計画、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主の一般事業主行動計画、国及び地方公共団体の機関の特定事業主行動計画を策定することが義務化され、各関係機関主体の積極的な取り組みが求められるに至っております。

### ( 3 ) 千葉県の対応

千葉県では、少子化の進行を踏まえ、平成 8 年 2 月に、21 世紀を展望した「児童環境づくり」のための問題点や課題のほか、課題の解決に向けた福祉、保健、労働、教育、生活環境など各分野の施策の内容を明らかにした「千葉県子どもプラン」が策定されました。

計画策定から 5 年を経た平成 12 年度には、社会経済情勢の変化を踏まえ、「千葉県子どもプラン」の実施計画編の見直しを中心に、全面的な見直しが行なわれました。このプランは、平成 13 年度から 17 年度までの 5 年間に実施される具体的な計画に基づいた子育て環境の整備や子ども自身の健全な育成に力点を置いて策定されています。

現在は、こうした従来の取り組みの成果を踏まえ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「千葉県次世代育成支援アクションプラン」（仮称）を策定中であり、予定では、平成 17 年 3 月を目途に策定されることとなっております。

### ( 4 ) 野田市の対応

野田市では、少子化の進行による経済社会構造への影響を憂慮するだけでなく、核家族化や女性の社会進出の増大等の要因による子どもをとりまく環境の厳しい変化等にも対応し、次世代を担う子どもの健やかな成長を育むため、平成 12 年 3 月、「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」を視点として、『子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち』を基本理念とする「野田市エンゼルプラン」を策定しました。

策定以来、野田市ではこのプランに基づき、「子育て環境の整備」や「子ども自身の健全な育成」などに関係する子育て支援の各種施策について、市民とともに役割を適切に分担しつつ、取り組んできました。

また、このほか、要保護児童への的確な対応を図るため、まず、児童虐待の未然防止及び早期発見・保護を目的とする「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」を平成 14 年 2 月に策定し、行政等関係機関が密接な連携を確保しながら「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく適切な対応に万全を期すことを基本とした実効性のある総合的対策を推進しています。さらに、平成 14 年 11 月には、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、ひとり親家庭に対しても相談や情報提供の充実のほか、各種自立支援施策などを総合的に推進しています。

なお、平成 15 年 3 月には、「野田市の母子保健計画」を策定し、親と子が生き生きと健やかに暮らし、育児不安を解消し、自信と夢を持って子育てできる環境づくりにも取り組んでいるところです。

## 2. プラン見直しのタイミングと検討方法

平成11年度末に策定された「野田市エンゼルプラン」の計画期間は、平成13年度から平成27年度までの15年間とされ、「平成12年度は、緊急性、重要性に応じて本計画に則り積極的に推進していくこと」とされるとともに、「その後は状況の変化に応じて5年毎に見直しを行っていくこと」とされております。

こうした中、平成16年度でプラン策定後5年が経過すること、加えて次世代育成支援対策推進法で義務付けられた「市町村行動計画」及び「子育て支援総合推進モデル市町村事業を推進するための行動計画」は16年度中に策定する必要があることから、現行エンゼルプランを2つの行動計画を含む形で見直すこととします。

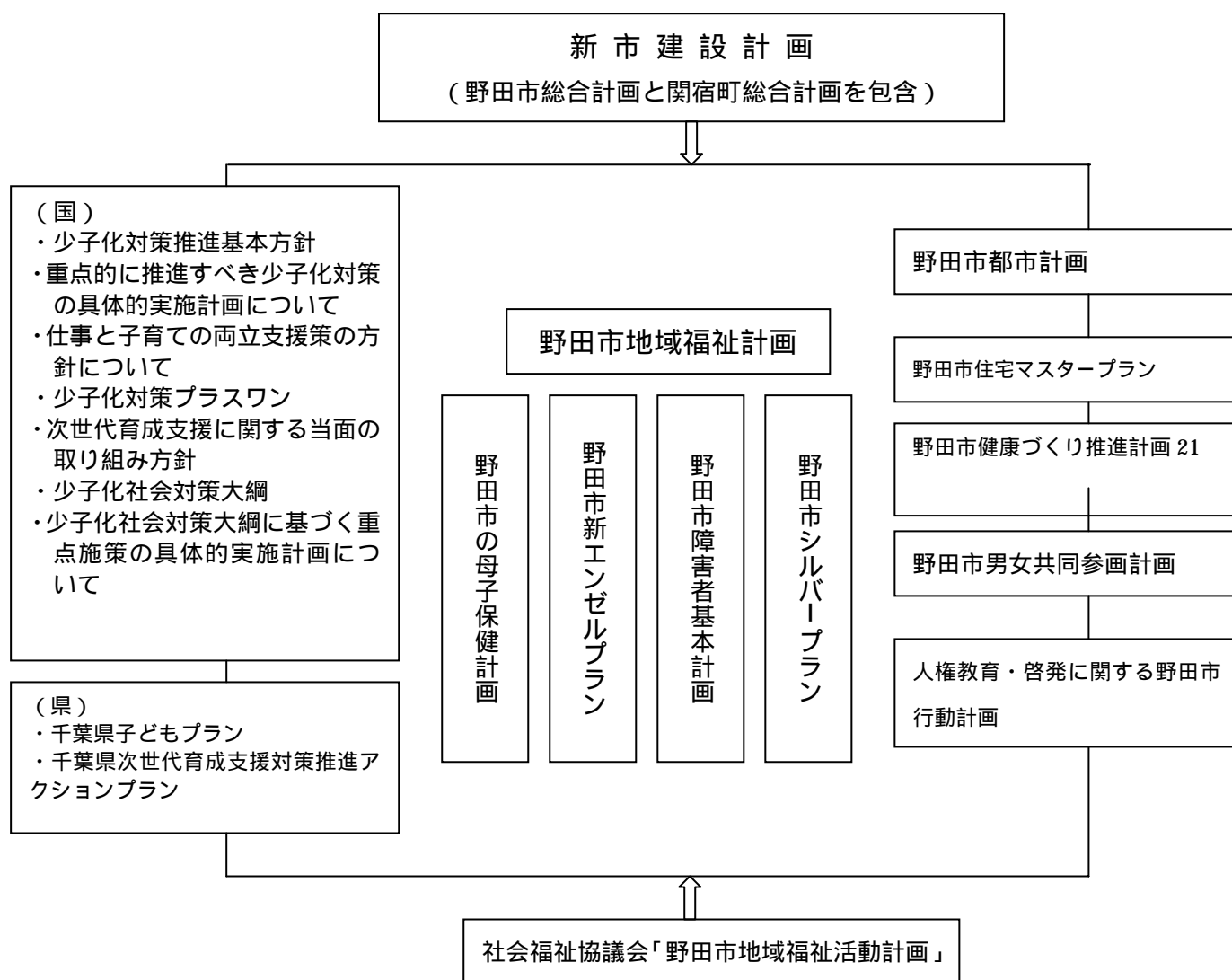
なお、見直しに際しては、関宿町との合併などの社会経済情勢の変化が、児童や子育て中の家庭に与える影響等を踏まえた現状分析を十分行うとともに、15年10月に実施した『子育てに関する意向調査』の結果を踏まえ、国・県の動きも注視しつつ実効性のあるものとします。

### 3. プランの位置付け

現行エンゼルプランが子どもに関する教育、医療、まちづくり等の施策を包括していることを踏まえ、「野田市新エンゼルプラン」は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画としても位置付けた上で、児童に関係するあらゆる政策分野を総合的に網羅した「子どもの健全育成と子育て支援に関する施策の具体的個別計画」として策定します。

その際、「野田市総合計画」と「関宿町総合計画」を包含した「新市建設計画」を最上位の計画として、また「福祉の総合計画」である「野田市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、これら両計画との内容の整合について留意するものとするとともに、併せて「野田市障害者基本計画」、「野田市シルバープラン」、「野田市の母子保健計画」等の既存の福祉関係計画との整合性にも十分配慮するものとします。

また、施策の企画立案及び実施に当たっては、限られた行政資源を可能な限り有効活用し、最小の費用で最大の効果を上げるための指針である「野田市行政改革大綱」の基本的な考え方に沿った形で取り組むものとします。



#### 4. プランの計画期間

平成15年7月に制定された「次世代育成支援推進法」第8条第1項では、市町村行動計画は、行動計画策定指針（以下「指針」という。）に則して、5年ごとに、5年を一期として策定するものとされています。同法は、平成17年4月1日に施行されてから10年間の時限立法とされていますので、指針では、1回目に策定される計画（前期計画）は平成17年度から平成21年度までを計画期間として策定することが必要であり、2回目に策定される計画（後期計画）は、必要な見直しを行った上で平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定する必要があるとされています。

一方、平成12年に策定された現在の野田市エンゼルプランは、平成27年度までの15年間を計画期間として策定され、状況の変化に応じて5年毎に見直しを行っていくこととされています。

したがって、国が示す計画期間と従来の市のエンゼルプランの計画期間は異なりますが、エンゼルプランが市の児童福祉関係政策の包括的な方針等も含んだ比較的広い概念を持つものであるのに対し、市町村行動計画はその名の通り、各施策の具体的な年次計画的意味合いを強く持つものであることから、

エンゼルプラン全体としては平成27年度までの11年間を計画期間とし、

エンゼルプランの中に包含される市町村行動計画に具体的に該当する部分は、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画の計画期間として策定します。

なお、今後は、現行エンゼルプラン上も5年に一度見直すこととされているため、この方針を維持し、平成21年度にそれまでの進捗状況等を踏まえて見直しを行い、平成22年度において全体の計画期間を平成27年度までとするプラン（後期計画）を策定していくものとします。

平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度
現行エンゼルプラン計画期間										
本計画期間（前期計画）										
					次期計画期間（後期計画）					
					見直し					

## 5. プランの対象

家庭養育力の低下が指摘される中で地域の子育て支援力を向上させていくため、児童福祉をはじめとする保健福祉分野だけでなく、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野を包括した計画として策定することから、0歳から18歳までの子どもと子育て家庭だけでなく、行政、地域、企業を含め、おおよそ何らかの形で子どもに関係する全ての個人及び団体が計画推進の対象となります。

ただし、各プレイヤーの果たす役割については、現行エンゼルプランの視点である「子育ての基本は家庭に、子育て支援は地域ぐるみで」を基本的な考え方とした上で、適切に分担することが望ましいといえます。

## 6. プランの推進体制

### (1) 当事者、専門家による推進管理(児童福祉審議会における調査審議と意見具申)

野田市児童福祉審議会は、審議会条例第2条の中で、「野田市エンゼルプランの推進に関すること」について調査審議し、各般の施策を着実に実行するために市長に意見を述べることを期待されております。

従来、エンゼルプランの理念の実現に資する新規施策を実施する場合については、審議会の審議に図ってきたところですが、今後は、プランの実効性を高めるため、同審議会を進行管理機関としてさらに活用していくこととします。

### (2) 庁内における施策の効率的な実施に係る協力・連携・調整(庁内連絡会)

エンゼルプランは、「子育て支援を軸とする横断的な総合計画」であり、各施策の実行が相互に補完し、効果が相乗していくことが求められますので、事業の具体化にあたっては、施策体系に基づき事業を実施する関係各部課(担当者)で構成する「野田市エンゼルプラン庁内連絡会」を開催し、毎年度、事業の進行管理や意見交換等ができるよう連携強化を図るとともに、必要に応じて担当者による専門部会を開催して、各種施策の総合的な取り組みを推進していく必要があります。

ところが、従来は、庁内連絡会自体は存在していましたが、活発な開催はされていなかったというのが実情でした。今後は、プランの実効性を高めるため、

審議会での事業の進捗状況報告に関する資料作成の際の連携

新年度の新規施策の報告を行う際の資料作成の際の連携

等を図ることを基本に、秋以降、随時開催していくこととします。

【庁内連絡会構成メンバー】

保健福祉部長、保健福祉部次長、企画調整課長、秘書広報課長、財政課長、総務課長、人事課長、行政管理課長、市民課長、市民生活課長、商工課長、管理課長、土木課長、建築指導課長、みどりの課長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、人権施策推進課長、男女共同参画課長、保健センター長、あさひセンター長、教育総務課長、学校教育課長、指導課長、社会教育課長、社会体育課長、青少年課長、文化センター長、興風図書館長、社会福祉協議会事務局長、児童家庭課長

( 3 ) 地域との関係機関等との連携

子育て支援NPOをはじめ、地区社協、自治会、ボランティア等については、事業の担い手であり、受け手となる子どもや子育て家庭の代弁者ともなりえることから、常時連携を図りつつ、プランの進捗に際してのヒントを得られるよう意見交換等も行っています。

( 4 ) 市の説明責任についての対応

従来から、エンゼルプランに関連する施策の実施については、新たに実施する場合に市報等に掲載し説明してきたほか、実施1年後等の区切りにおいて、事業の進捗状況や効果等を説明してきました。

しかしながら、こうした対応では事業ごとにバラバラとなるため、各施策にわたる横断的施策の推進が特に求められる児童福祉を施策する上では、年度ごとのまとまりをもった形で、「実施しようとする施策」と「実施した施策」を打ち出していく方が、市民にも分かりやすい上、事業実施の際の効率性も担保できると考えられます。

このため、こうした対応についても検討していきます。

(参考)「野田市新エンゼルプラン」フォローアップのイメージ

